

右京区 烏居本町景観まちづくり協議会 ～意見交換の概要～

1. 意見交換の対象となる範囲

烏居本町自治会区域（裏面参照）

2. 意見交換の対象となる行為

- ① 京都市風致地区条例に定める以下の行為
 - ・ 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、改築、増築又は移転
 - ・ 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
 - ・ 木竹の伐採
 - ・ 土石の類の採取
 - ・ 水面の埋立て又は干拓
 - ・ 建築物等の色彩その他の意匠の変更
 - ・ 物件の堆積
- ② 京都市屋外広告物等に関する条例に基づく行為
- ③ その他、嵯峨烏居本の地域景観や都市農地、生活環境に影響を与える行為
（例：農地転用、土地の使用形態の変更等）
- ④ 新規事業の開始

3. 意見交換の方法

ステップ1

協議会への 連絡

- ・ 建築主・事業主から烏居本町景観まちづくり協議会へ連絡してください。（協議会への連絡先は、協議会ホームページを御覧ください。）
協議会 HP： <https://toriimoto-keikan.webnode.jp/>
- ・ 協議会から建築主・事業主に対し事前協議の日時、場所、事前に提出が必要な資料をお知らせします。事前協議の申請書は、協議会のホームページに掲載しています。
- ・ 協議会が指定する資料のデータを、協議会へお送りください。
- ・ 事前協議は構想段階など、できるだけ早い段階で行うことが望ましいです。

ステップ2

協議会との 事前協議

- ・ 建築主や事業主から計画概要を説明していただきます。
- ・ 事前協議には建築主又は事業主が参加するようにしてください。
- ・ 当日は、事前に協議会に提出した資料を10部お持ちください。
- ・ 烏居本町景観まちづくり計画書を参考に、計画内容が嵯峨烏居本地区にふさわしい景観につながるよう事前協議を行います。
- ・ 協議内容によっては、事前協議が複数回行われる場合があります。

ステップ3

事前協議の 終了後

- ・ 事前協議の内容を踏まえ、計画の再検討をお願いします。
- ・ 協議後、建築主又は事業主は、協議の実施報告書を作成し、協議会の承認を受けてください。
- ・ 承認を受けた報告書は、景観に関する手続きの際、京都市景観政策課に提出してください。

4. 協議会の概要

嵯峨鳥居本は、豊かな山林や竹林、瀬戸川といった自然に囲まれ、化野念仏寺や祇王寺をはじめとする古い寺院とともに、愛宕詣の街道沿いに形成された門前の町家、茅葺きの農家建築、都市農地を含む集落を特徴としています。農家風住宅や町家風の建物が美しい自然景観を背景に立ち並び、優れた歴史的風致を形成していることから、愛宕街道沿いの一部地域は伝統的建造物群保存地区に指定されています。

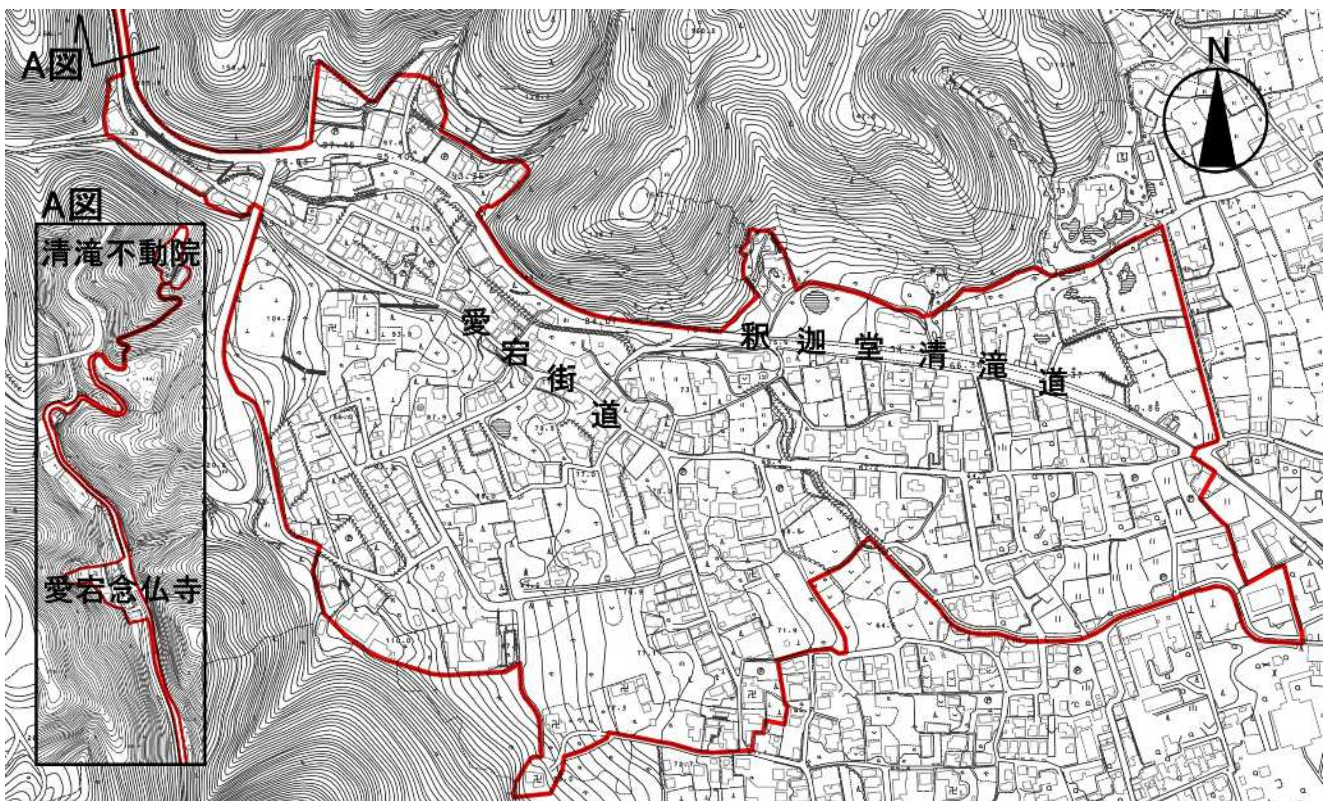
鳥居本町景観まちづくり協議会は、鳥居本町自治会内の良好な景観形成とまちづくりを行うことを目的として活動されています。

5. 計画書の概要

地域景観づくり計画書では、嵯峨鳥居本地域の概要や住民の取組等を紹介するとともに、以下の4つの将来像を掲げています。

- ① 嵯峨鳥居本町では、地域景観を構成する農村や山林等の有形の要素や、祭りや五山送り火等の行事の無形の要素を保全あるいは再生し、持続可能な地域づくりを進めます。
- ② 嵯峨鳥居本町では、地域の住民等が率先して豊かな地域景観の形成を図るとともに、その価値を地域で共有し、都市農業等の維持を支援する体制づくりを促進します。
- ③ 嵯峨鳥居本町は、地域の暮らしに基づいて発展してきた地域の行事や祭りを継続的に執り行い、将来世代に引き継ぎます。
- ④ 嵯峨鳥居本町は、地域景観を文化観光等に活用することにより、若年層による居住の定着や交流人口の増加を促進します。

また、これらの将来像の実現に向けた配慮事項を定めています。



ぜひ、計画書をお読みいただき、地域の景観に対する想いを感じてください。

計画書は、景観政策課の窓口で縦覧し、ホームページでも公開しています。

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000317973.html>)



問合せ先 : 都市計画局 都市景観部 景観政策課 Tel 075 - 222 - 3397